

# 中山間地域等一覽

## 中山間地域等

雲南市	特別地域加算対象地域 (以下地域に所在する事業所は、15%加算)		特別地域加算対象地域以外の中山間地域等 (以下地域に所在する小規模事業所は、10%加算)				新
	(合併前市町村名)	(旧市町村名)	指定法令	(合併前市町村名)	(旧市町村名)	(地区名)	
	大東町	阿用村 海潮村	○山村振興法第7条第1項	大東町	大東町	○過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項 ○特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項 ○豪雪地帯対策特別措置法第2条	
木次町	温泉村	春殖村					
三刀屋町	飯石村 中野村 鍋山村	幡屋村 佐世村					
吉田村 (全域)	(田井村) (吉田村)	木次町 斐伊村 日登村 飯石村					
掛合町	波多村 多根村 松笠村	三刀屋町 掛合村					
従来どおり			(辺地・別掲)		○辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項	幡屋 遠所 山田 畑鶴 山王寺 薦沢 八沢・引坂 小河内 刈畑 川井 塩田 久野 畑 槻屋 三刀屋北 三刀屋南 吉田民谷 吉田曾木 波多	

中山間地域等

特別地域加算対象地域  
(以下地域に所在する事業所は、15%加算)

特別地域加算対象地域以外の中山間地域等  
(以下地域に所在する小規模事業所は、10%加算)



(合併前市町村名)

(旧市町村名)

指定法令

(合併前市町村名)

(旧市町村名)

(地区名)

指定法令

穴見  
松笠  
多根

○辺地に係る公共的  
施設の総合整備の  
ための財政上の特  
別措置等に関する  
法律第2条第1項

雲南市

従来どおり

※事業所の通常の事業実施地域を越えて上記地域に居住する者へサービスを提供した場合は、さらに5%加算